

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月29日

静岡県知事 川勝平太

**静岡県規則第47号**

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則の一部を改正する規則

静岡県事務処理の特例に関する条例の施行のための知事の権限に属する事務に関する規則（平成12年静岡県規則第90号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(市町が処理することとされる事務)			(市町が処理することとされる事務)		
第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		
(略)			(略)		
13	条例別 表第1の 94の項 <sup>(19)</sup> に掲げる 事務	毒物及び劇物取締法施行細則（昭和48年静岡県規則第57号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務  (1)～(9) (略)  (10) 規則第22条第3項の指導員証の返納の受付	13	条例別 表第1の 94の項 <sup>(18)</sup> に掲げる 事務	毒物及び劇物取締法施行細則（昭和48年静岡県規則第57号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務  (1)～(9) (略)  (10) 規則第22条第3項の指導員証の返納（ <u>同項において準用する規則第17条第3項の規定によるものを除く。</u> ）の受付
(略)			(略)		
21	条例別 表第1の 143の項 <sup>(114)</sup> に掲げる 事務	建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項各号に掲げ	21	条例別 表第1の 143の項 <sup>(115)</sup> に掲げる 事務	建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号。以下この項において「規則」という。）の施行に関する次に掲げる事務（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項各号に掲げ

		<p>る建築物及び工作物に係るものを除く。)</p> <p>(1) 規則第4条の規定による届出に係る<u>届出書等</u>の受付</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第25条第1項の規定による届出に係る<u>届出書等</u>の受付</p> <p>(11)・(12) (略)</p>			<p>る建築物及び工作物に係るものを除く。)</p> <p>(1) 規則第4条の規定による届出に係る<u>届出書</u>の受付</p> <p>(2)～(9) (略)</p> <p>(10) 規則第25条第1項の規定による届出に係る<u>届出書</u>の受付</p> <p>(11)・(12) (略)</p>
22	(略)	<p>建築基準法施行細則(以下この項において「規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務(1)から(3)まで及び(5)から(13)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。)</p> <p>(1) 規則第4条の規定による届出に係る<u>届出書等</u>の受付</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 規則第13条第1項の規定による指定の変更又は廃止に係る<u>申請書</u>の受付</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 規則第25条第1項の規定による届出に係る<u>届出書等</u>の受付</p> <p>(12)・(13) (略)</p>	22	(略)	<p>建築基準法施行細則(以下この項において「規則」という。)の施行に関する次に掲げる事務(1)から(3)まで及び(5)から(13)までにおいては、建築基準法施行令第148条第1項各号に掲げる建築物及び工作物に係るものに限る。)</p> <p>(1) 規則第4条の規定による届出に係る<u>届出書</u>の受付</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 規則第13条第1項の規定による指定の変更又は廃止に係る<u>申請書等</u>の受付</p> <p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 規則第25条第1項の規定による届出に係る<u>届出書</u>の受付</p> <p>(12)・(13) (略)</p>
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。